

— 消費者トラブル情報 —

< あいちクリオ通信 平成29年8月号 (No. 350) >

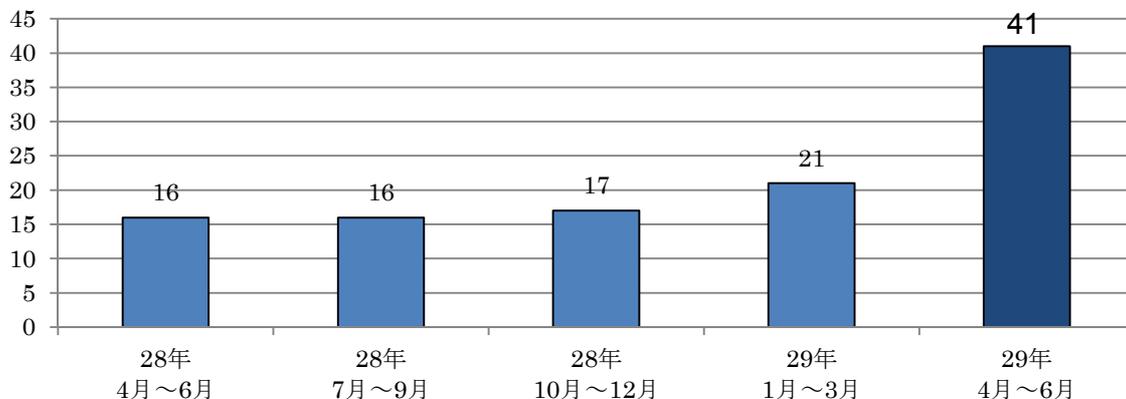
高齢者からの仮想通貨に関する相談が増加！

- 平成29年度4月～6月に愛知県及び市町村の消費生活センター等に寄せられた相談のうち、仮想通貨※に関する相談は41件で、前年同期の16件に比べて2.6倍、直前の1月～3月の21件に比べて2.0倍と急激に増加しています(下図参照)。
- また、41件のうち、65歳以上の高齢者からの相談が14件で34.1%を占め、契約購入金額の最高額は4,000万円、平均額は774万円と大変高額になっています(P2参照)。
- 主な相談内容は、「高齢の叔父が訪問販売で仮想通貨を購入し、600万円を業者に支払った。貯金のつもりで購入したらしい。よく分からないので返金してほしいと言っている。」等、高齢者が詐欺に遭っているのでは、と心配する家族の方からの相談が多く寄せられています。(詳細はP3参照)。
- 契約トラブルに遭ったり、不安や疑問に思ったりした場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

※仮想通貨とは、インターネット上で自由にやりとりされ、通貨のような機能を持つ電子データをいう。支払・資金決済ツールとして利用される機会が増えてきたが、円やドル等の法定通貨ではない。

【仮想通貨に関する相談件数】

(単位：件)



愛知県及び市町村の消費生活センター始め市町村消費生活相談窓口が、平成29年8月8日時点のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録した相談のうち、仮想通貨に関する相談を集計しています。

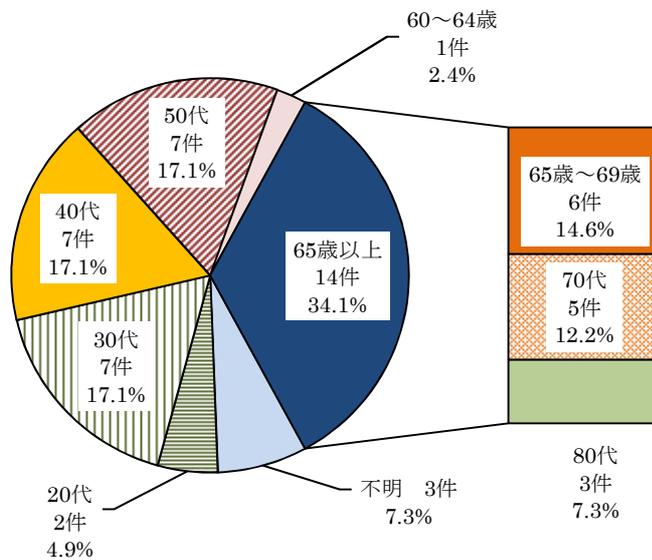
仮想通貨に関する相談概要とアドバイス

<データ及び最近の事例から>

☆ 平成29年4月～6月に寄せられた相談41件について、契約当事者の年代別で見ると、65歳以上が14件（34.1%）で最も多く、次いで50代、40代、30代がいずれも7件（各17.1%）となっています。

☆ 契約購入金額の平均額は313万円となっています。また、65歳以上のみで見ると、最高額は4,000万円で、平均額は774万円と大変高額になっています。

◆契約当事者年代別



◆契約当事者性別

男性：26件（63.4%）
女性：15件（36.6%）

◆契約当事者職業等別（上位4種）

給与生活者：13件（31.7%）
 自営・自由：10件（24.4%）
 家事従事者：6件（14.6%）
 無職：6件（14.6%）

◆契約購入金額

【65歳以上のみ】

平均額：774万円
最高額：4,000万円

【全年齢】

平均額：313万円
最高額：4,000万円

◇愛知県内の相談件数内訳

愛知県	16件
市町村	25件
計	41件

◆既支払額

【65歳以上のみ】

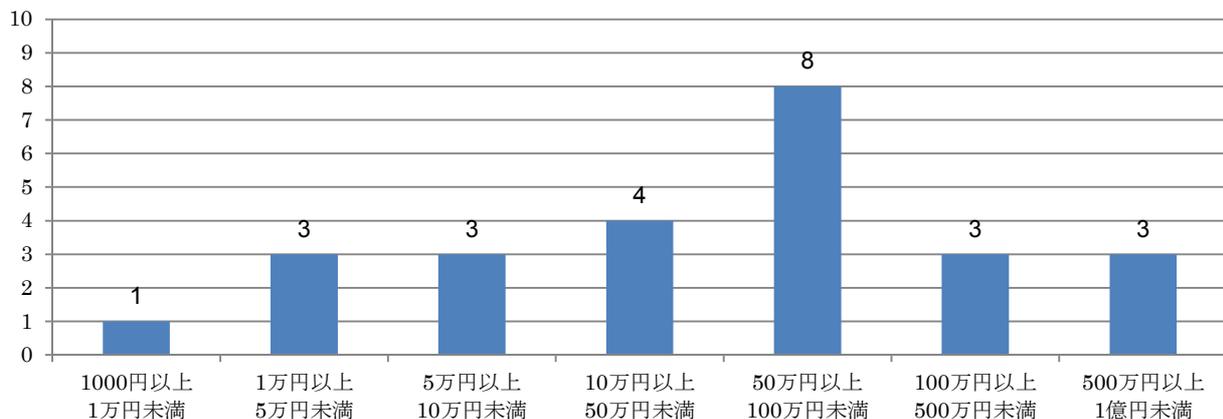
平均額：688万円
最高額：4,000万円

【全年齢】

平均額：280万円
最高額：4,000万円

◆契約購入金額の価格帯別【全年齢】

（単位：件）（不明を除く）



◎叔父が訪問販売で仮想通貨を買ったが、貯金とっていたらしい。返金希望。 (相談者：50代男性、契約当事者：70代男性)

叔父から相談を受けた。2年前に自宅を訪問した業者から仮想通貨を購入し、現金で600万円を支払ったとのこと。契約書には「弊社は仮想通貨の購入手続きを仲介するだけで、売却については関知しない。」との記載があった。叔父のかわりに業者に電話をしたら、「本人にアカウントを渡しているはずだ。自分の判断で売ればいい。」と言われ一方的に電話を切られた。叔父は貯金だと思っていたようで、貯金でないならば返金を希望している。

(助言) 契約当事者本人がお金を取り戻したいのであれば、有料ではあるが、早急に県弁護士会に当事者を連れて相談をした方が良くと助言した。その際には、当事者が契約に至った経緯や業者からどのような説明を受けたのか等をまとめたメモをあらかじめ作成しておくとともに、契約書等の書類はすべて持参するよう伝えた。

◎仮想通貨の売買取引で利益が出ると説明され、2千万円を投資した。返金希望。 (80代、男性)

電話勧誘で投資信託を勧められ、2千万円をA社に預けていた。A社からB社を紹介され、仮想通貨の売買取引で利益が出ると説明され、B社に2千万円を預け替えて取引契約をした。その後利益が上がったとの報告がないため、業者に解約を申し出たところ、はじめは1,500万円を返金すると言われたが、その後「返金は難しくなった。話がしたいので自宅に行く。」と言われた。返金してほしい。どうしたらよいか。

(助言) A社は、問題のある業者として金融庁(財務局)から警告書を通知された業者であったため、その旨を情報提供した。交渉しても全額返金は難しい。早急に県弁護士会に相談するよう説明した。業者が自宅を訪れるのは追加の投資を勧めることが目的である可能性が高いため、自宅では会わないように助言した。あわせて被害回復をうたった二次被害に対する注意を促した。

仮想通貨に関するトラブルを防ぐアドバイス

●仮想通貨を利用する前に次のことを知っておきましょう。

- ・ 仮想通貨は決済手段としての利用が広がりつつあり、身近になる中で、価格が需要と供給によって変動するため、売買差益をねらった投資目的で取引されることがあります。
- ・ 仮想通貨を入手したり換金したりする時には、インターネット上の「交換所」や「取引所」を利用するのが一般的です。平成29年4月から、改正資金決済法により、このような仮想通貨と法定通貨を交換するサービスを行う「仮想通貨交換業」を行う業者は、金融庁(財務局)に登録することが義務付けられました。ただし、3月末までに既に仮想通貨交換サービスを行っていた業者は、9月30日まで登録猶予期間が設けられています。(7月31日現在、まだ登録業者はありません。)
- ・ 詳細は金融庁ウェブページを御覧ください。<http://www.fsa.go.jp/>

●仮想通貨を利用する際には次のことに注意しましょう。

- ・ 仮想通貨は国が価値を保証する「法定通貨」ではありません。「必ず値上がりする」などの言葉をうのみにせず、取引相場の価格変動リスクがあることを理解しましょう。
- ・ 業者が金融庁(財務局)の登録を受けた業者であるかを確認しましょう。ただし、登録業者が取り扱う仮想通貨であるからといってリスクがないということではありません。
- ・ 登録業者は、取引する仮想通貨の内容や手数料等に関して説明をすることが義務づけられています。業者からの説明を聞き、理解した上で取引を行うようにしましょう。
- ・ 被害に遭ってしまったり、不審に感じたりした場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口早めに相談しましょう。

～こちらにも御注意ください～

「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」からの不当請求はがきに注意しましょう！！

「契約不履行により、訴状が提出され、訴訟を開始する。」「給与、動産、不動産を差し押さえる。」といった内容の「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」なるはがきが突然届き、裁判の取り下げなどについては、最終期日までに「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」に電話をするよう書かれている。どうしたらよいかという相談が、平成29年6月から7月にかけて急増しています。

《アドバイス》

- 訴訟を開始するといった身に覚えのないはがきが届いても無視してください。こうしたはがきは不特定多数に送りつける架空請求の手口であり、相手にする必要はありません。
- はがきに記載された相談窓口に連絡しないでください。記載された番号に電話すると、個人情報を聞きだされたり、不安をあおって金銭等を請求されたりします。
- 対応に困った場合、まずは最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費生活相談窓口の御案内

消費生活上のトラブルなどでお困りの際には、お早めに愛知県消費生活総合センター及び西三河消費生活相談室又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

愛知県の消費生活センター

相談窓口名称	電話番号	相談受付時間	
		消費生活相談窓口	多重債務法律相談(予約制)
愛知県消費生活総合センター	(052)962-0999	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00	火・木 13:00～16:00
西三河消費生活相談室	(0564)27-0999	月～金 9:00～16:30	第1・3火 13:00～16:00

※平成29年3月末日をもって、尾張、海部及び知多消費生活相談室の相談業務は終了しました。

市町村の消費生活センター(原則、それぞれの市町村内にお住まいの方を対象としています。)

※H29.7.1現在

○東三河消費生活総合センター	(0532)51-2305	○安城市消費生活センター	(0566)71-2235
・東三河消費生活豊川センター	(0533)89-2238	○西尾市消費生活センター	(0563)65-2161
・東三河消費生活蒲郡センター	(0533)66-1204	○犬山市消費生活センター	(0568)44-0398
・東三河消費生活田原センター	(0531)23-3818	○常滑市消費生活センター	(0569)47-6116
・東三河消費生活新城センター	(0536)23-6260	○江南市消費生活センター	(0587)53-0505
○名古屋市消費生活センター	(052)222-9671	○小牧市消費生活センター	(0568)76-1119
○岡崎市消費生活センター	(0564)23-6459	○稲沢市消費生活センター	(0587)32-2594
○一宮市消費生活相談窓口	(0586)71-2185	○東海市消費生活相談窓口	(052)603-2211
○瀬戸市消費生活センター	(0561)88-2679	○大府市消費生活センター	(0562)45-4538
○知多半田消費生活センター (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	(0569)32-2444	○知多市消費生活センター	(0562)36-2688
		○知立市消費生活センター	(0566)95-0195
○春日井市消費生活センター(市民活動推進課)	(0568)85-6616	○尾張旭市消費生活センター	(0561)53-2111
○海部地域消費生活センター (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)	(0567)23-0150	○岩倉市消費生活センター	(0587)37-7867
		○日進・東郷消費生活センター	(0561)56-0039
○碧南市消費生活センター	(0566)41-3311	○清須市消費生活センター	(052)325-5151
○刈谷市消費生活センター	(0566)91-1195	○扶桑町消費生活相談窓口	(0587)93-1111
○豊田消費生活センター	(0565)33-0999		

消費者ホットライン(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

188 いやや(嫌や!)